

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則

第48条第2項の規定による認定基準

第1 趣旨

この基準は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省第6号。以下、「省令」という。）第48条第2項の規定による認定に係る畜舎等（以下「計画畜舎等」という。）について、愛知県知事（以下、「知事」という。）が「交通上、安全上、防火上及び衛生上（以下、「安全上等」という。）支障がない」と認める際に必要な内容を示すものである。

第2 運用方針

知事が省令第48条第2項の認定をするにあたっては、第3の認定基準に適合するものを対象とする。

ただし、申請の内容が、計画畜舎等の内容、敷地の周囲の土地利用の状況等からみて、この基準によることが必ずしも適切でないと認められる場合にあつては、それぞれの規定の趣旨に従い、総合的な判断に基づいて運用する。

第3 認定基準

計画畜舎等は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下、「建築省令」という。）第10条の3第4項に定める基準のうち、第一号を適用する場合にあつては1に定める基準、第二号を適用する場合にあつては2に定める基準、第三号を適用する場合にあつては3に定める基準にそれぞれ適合するものであること。

1 計画畜舎等の敷地（以下、「敷地」という。）の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する場合の建築省令第10条の3第4項第一号を適用する場合にあつては、次の各号に適合するものであること。

- (1) 当該空地は、管理者が市町村等の公的機関の管理であることにより、将来にわたり安定的に存続するものであること。
- (2) 計画畜舎等の利用者が当該空地を通行利用することについて、将来にわたり管理者の使用許可等が得られたものであること。
- (3) 当該空地は、計画畜舎等の用途、規模、構造に応じて、安全上等支障ない形状、規模等であること。
- (4) 敷地は当該空地に2メートル以上接するものであり、当該空地は道路（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下、「建築基準法」という。）第42条第1項に規定する道路並びに同条第2項及び第4項の規定により同条第1項の道路とみなされるものをいい、省令第48条第1項各号に掲げるものを除く。以下同じ。）に有効に接するものであること。

2 敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道に接する場合の基準

建築省令第10条の3第4項第二号を適用する場合にあつては、次の各号に適合するものであること。

- (1) 当該道は、土地改良事業、農道整備事業、港湾事業により整備された道又は河川管理用通路等とし、市町村等又はこれに準ずる公的機関が管理しているものであること。
- (2) 計画建築物の利用者が当該道を通行利用することについて、管理者の使用許可等が得られたものであること。
- (3) 敷地は当該道に2メートル以上接し、当該道は建築基準法第42条に規定する道路まで4メートル以上の幅員を有していること。
- (4) 当該道を建築基準法第42条第1項に規定する道路とみなした場合に、計画畜舎等及びその敷地が、省令第46条の規定及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則に基づく技術基準に関する条例（令和4年3月25日条例第4号。以下、「愛知県条例」という。）第4条の規定に適合していること。

3 敷地が通路に接する場合の基準

建築省令第10条の3第4項第三号を適用する場合にあつては、次の各号に適合するものであること。

- (1) 当該通路は、現に通行の用に供している通路で、市町村等の公的機関の管理に属する、幅員1.8メートル以上の通路とする。
- (2) 敷地は、当該通路に2メートル以上接し、当該通路は建築基準法第42条に規定する道路まで1.8メートル以上の幅員を有していること。
- (3) 当該通路を建築基準法第42条第1項に規定する道路とみなした場合に、計画畜舎等及びその敷地が、省令第46条の規定及び愛知県条例第4条の規定に適合していること。

附 則

- 1 この基準は、令和5年8月1日から施行する。